

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月に会社A（以下「会社」という。）に入社し、B支店等の勤務を経て、平成〇年〇月にC支店からD所在のE支店に異動となった。

請求人によれば、当該異動時、C支店がE支店の傘下店になることに伴い、両支店の業務を兼務することになり、また、平成〇年〇月〇日及び同月〇日には、当時のE支店長から、請求人が従事していた営業の業務に加えて、Fの業務も行うよう指示されたが、これを拒否すると一般職への降格ないし退職を強要された。

さらに、平成〇年〇月〇日、請求人は自身が望まない部署への異動内示があり、E支店長から総合職から一般職へのコース転換申請書を提出するよう指示され、書かなければ辞めさせると言われたと申し立てている。

請求人は、体調不良のため、平成〇年〇月〇日にG病院に受診したところ、「不安・抑うつ状態」と診断され、同年〇月〇日から入院加療となった。

請求人は、精神障害を発病したのは、E支店長からのパワーハラスメント、退職強要等が原因であるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務外の事由により平成〇年〇月頃に発病した精神障害が寛解せず継続しているにすぎず、業務上の事由により発病したものではないとして、これらを支給しない旨の処分（以下「今回処分」という。）をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は本件と同様の理由により、平成〇年〇月〇日に労働基準監督署長に療養補償給付を請求したが、同署長は、請求人の精神障害はH所在のI支店での勤務期間中の平成〇年〇月頃に業務外の事由により発病したものが寛解しておらず、業務上としては認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「前回処分」という。）をしている。

請求人はこの処分を不服として審査請求したが棄却、さらに再審査請求に及んだが、当審査会は平成〇年〇月〇日付け裁決によりこれを棄却している。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

(1) 請求人に係る精神障害の発病について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）の意見では平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインによる「F34 気分変調症」を発病し、その傷病の状態が継続していると判断している。

(2) 一方、請求人の主治医であるJ医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「平成〇年・〇年現在まで〇年近くを経過しています。従って本件カルテの保存期間を過ぎており、G病院には残っていないことを先に申し上げておきた

いと思います。これから記載する内容は以前提出した『経時的病態報告書』と私が記憶する内容であることを、ご了解頂きたいと思います。」と前置きした上で、平成〇年に請求人に発病した心気症は平成〇年末までには殆ど寛解状態にあったとし、平成〇年〇月〇日に診断した請求人の「不安・抑うつ状態」は平成〇年当時とは因果関係のない新たな疾患である旨述べている。

(3) また、K医師は平成〇年〇月〇日作成の意見書において、請求人は平成〇年以降、職場に期待に応えるだけの成果を出し、評価も受けていることから、平成〇年から平成〇年までの間に当初の精神疾患がおおむね寛解していたとのJ医師の意見を十分妥当であると意見している。さらに同医師は、同意見書において補償給付実地調査復命書の中で、請求人に対して退職強要が行われた出来事を監督署長が認定しており、業務による心理的負荷はこの出来事単独で「強」であるのが妥当であるなどの意見も付している。

(4) J医師の意見については、同医師自身が〇年近く前のことであり、診療録が存在せず、平成〇年の請求人の病状について「受診も3～4か月に一度程度となり寛解に近づいていた。」と記載する経時的病態報告書と記憶に基づいての内容であると述べている。この点、本件の資料にはG病院の診療録は存在し、その内容とJ医師の意見を照らし合わせたところ、診療録からは平成〇年〇月から平成〇年〇月頃までの間、少なくとも1～2か月に一度の受診と精神障害に対する投薬は継続して行われていることが認められる。また、寛解した旨の記載も認められない。

このことに加え、請求人の受診について、請求人及び請求代理人は、請求人の妻の陳述書をもって状況を述べているが、平成〇年から平成〇年までの主治医の診察に限定しても、〇月〇日、〇月〇日、〇月〇日、〇月〇日、〇月〇日、〇月〇日、〇月〇日の7日間あり、「受診も3～4か月に一度程度となり寛解に近づいていた。」と記載する経時的病態報告書とは矛盾している。

以上のことから、経時的病態報告書と記憶を基に当時から〇年経過後に、平成〇年から平成〇年頃には請求人の気分変調症は寛解していたとするJ医師の意見を採用することはできない。

(5) また、K医師の意見についても、具体的にどのような資料に基づき意見を述べているのか明らかではないが、J医師の意見を前提としていることは理解できるところ、上記のとおり、J医師の意見が採用できない以上、同医師の意見

も採用することはできない。

K医師は、請求人は、職場に期待に応えるだけの成果を出し、評価も受けていることをJ医師の意見を支持する理由としている。

しかしながら、平成〇年度〇期のマイチャレンジシートの所属長の意見欄には「〇/〇付けで当店発令となるが、体調不良のためC支店で補完的業務で様子を見ていた。このため業績、プロセスともに見劣りする。」と記載されている。この記載内容からすれば、平成〇年から〇年にかけて請求人が業務において成果を出し、評価を受けていたとは到底いうことはできず、この点からもK医師の意見は採用できない。

なお、K医師が、監督署長は退職強要を認定していると述べている点についても、該当資料を確認したが、監督署長は退職強要の事実を認定しておらず、同医師の認識は誤りであるといわざるを得ない。

(6) したがって、診療録から、平成〇年〇月頃に請求人に発病したと考えられる精神障害はそれ以降も治ゆの状態に至ることなく、その症状は継続していたと考えるべきであり、この間の症状と療養経過等を適正に反映していないJ医師及びK医師の意見を採用することができず、当審査会としては、専門部会の意見が妥当であると判断する。

(7) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日付け基発1226第1号）」（以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別紙の記載を引用する）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとするので、さらに、認定基準に基づき検討する。

(8) 請求人は、審査官作成の聴取書において、平成〇年〇月〇日以降、当時の支店長から受けたパワーハラスメント、退職の強要が原因で、精神疾患を発病したと主張している。請求代理人も、本件再審査請求の理由として、平成〇年〇月に請求人に発病した精神障害はその後、寛解しており、平成〇年〇月に発病した疾患は新たな精神疾患であり、平成〇年〇月頃から業務量が過重となり、かつ、退職強要等がなされた結果患ったものである旨主張している。

しかしながら、これら主張は、すべて平成〇年〇月頃請求人に発病した業務外の事由による精神障害が寛解していることにより、初めて新たな精神疾患として認定基準の評価対象となるものであって、上記判断のとおり、寛解が認め

られない以上、発病後の出来事として評価することはできない。

(9) なお、認定基準においては、別表1の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合については、その「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について、労働基準法施行規則別表1の2第9号に該当する業務上の疾病として取り扱うこととされているが、本件については、請求人らの主張や関係資料を精査しても「特別な出来事」は認められない。

(10) 結局のところ、本件は請求代理人が本件公開審理において述べたとおり、原処分庁及び請求期間等は異なるものの、前回処分に対する再審査請求と精神障害の発病の原因とする出来事などの主張内容は同一であり、実質的に前回処分に対する再審査請求の後続請求であると判断する。

したがって、上記検討のとおり、本件での請求人らの主張や資料を精査しても、前回処分に対する平成〇年〇月〇日裁決の判断を変更するに足りるものは認められず、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人の精神障害は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。